

茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例及び同条例施行規則の運用について

目次

はじめに	… 1
茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例	… 2
茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則	… 4
茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会規則	… 5
I コミュニティの認定について	
1 認定について	… 7
2 基準について	… 8
3 認定の手続きについて	… 18
4 認定コミュニティとしての必要な手続き等について	… 19
II 認定コミュニティへの支援について	
1 運営費の補助	… 20
2 事業提案及び実施に対する補助	… 23
3 事業費の補助（メニュー化事業）	… 28
4 協議会の取り組みと市の支援内容について	… 29

はじめに

新たな地域コミュニティの取り組みについて

少子高齢化の進行や生活様式の変化に伴う地域への愛着や帰属意識の希薄化、地域課題の多様化といった社会的背景を踏まえ、茅ヶ崎市では平成24年度より新たな地域コミュニティの取り組みを進めてきました。

この取り組みは、地域で暮らす住民の皆さんの声をまとめられる組織の意見、様々な目的や得意分野を持った団体の意見、そして子どもから高齢者まで幅広い世代の住民の意見、それらがすべて反映できるようなまちづくりの形をつくり、互いの足りない部分を補いながら力を合わせて「地域の力」を十分に発揮していただくことを目的としています。

平成27年度まで進めてきたモデル事業において、市内12の地区自治会連合会の区域のうち、10地区において地域課題などを話し合う協議の場である「(仮称)まちちから協議会」が設立されました。各協議会では、地域の特色に合わせた様々な地域課題に関する話し合いや事業が展開され、市ではそうした活動の支援を行ってきました。

茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例について

モデル事業をとおして、市では協議会の活動を支援するとともに、新たな地域コミュニティの取り組みが地域にとってより有益な活動として持続していくための方策について検証を行ってきました。

協議会は、地域住民の皆さんが関わることができ、地域全体のまちづくりに取り組む、地域における総合性を持った組織です。この協議会を中心とした新たな地域コミュニティの取り組みを推進するためには、協議会が地域住民の声を反映する組織として継続的に活動することが重要です。そのため、市として協議会の活動を支援することの義務付けを行うため、平成27年9月に「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例」を制定しました。

茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例の運用について

本条例は、地域において公益（不特定かつ多数の人たちの利益）の増進のために活動するコミュニティの認定に関する事項や、コミュニティによる地域での活動を促進するために必要な事項を定め、地域社会の健全な発展に寄与することを目的としています。

ポイントとしては、市長がコミュニティを認定すること、認定を受けたコミュニティに対して市長が財政的支援をすること等となっています。

本書は、こうした条例のポイントを解説するとともに、(仮称)まちちから協議会に関わる方をはじめ、地域住民の皆様が、本条例に基づく活動を行っていただくにあたっての手引書として活用していただくために作成したものです。

茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地域において公益を増進するために活動するコミュニティ（茅ヶ崎市自治基本条例（平成21年茅ヶ崎市条例第35号）第25条第1項に規定するコミュニティをいう。以下同じ。）の認定その他コミュニティによる地域における公益を増進するための活動を促進するために必要な事項を定めることにより、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(認定)

第2条 地域において公益を増進するために活動するコミュニティであつて、次項各号に掲げる基準に適合するものは、市長の認定を受けることができる。

2 市長は、前項の認定（以下「認定」という。）を申請したコミュニティが次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該コミュニティについて認定をするものとする。

(1) 市長が別に定める区域のうち、いずれかの区域（以下「認定区域」という。）において主として活動するものであつて、公益を増進するために活動することを主たる目的とするものであること。

(2) 認定区域における一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のうち、当該一定の区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、かつ、当該一定の区域に住所を有する全ての個人が構成員となることができるものの全てが、現に構成員となっているものであること。

(3) 認定区域、認定区域及びその周辺の区域又は認定区域の一部及びその周辺の区域において主として活動するコミュニティであつて、規則で定めるものが、現に構成員となっているものであること。

(4) 重要事項の決定に関与する者の一部が公募により選出されるものであること。

(5) 活動の一環として行われる事業に認定区域に住所を有する全ての個人が参加できるものであること。

(6) 民主的に運営されているものであること。

(7) 目的、名称、主として活動する区域その他規則で定める事項を規約で定めているものであること。

(8) 次のいずれかに該当する事業を行わないものであること。

ア 営利を目的とする事業

イ 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

(欠格事由)

第3条 前条第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するコミュニティは、認定を受けることができない。

(1) その役員（代表者を含む。）のうちに、茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例第5号）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）に該当する者があるもの

(2) 暴力団員等がその活動を支配するもの

(認定コミュニティに対する支援)

第4条 市長は、認定を受けたコミュニティ（以下「認定コミュニティ」という。）に対し、地域における公益を増進するための活動に必要な資金に充てるための助成金を交付するものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長は、認定コミュニティに対し、助言、情報の提供その他の地域における公益を増進するための活動に資する支援を行うものとする。

(変更の届出)

第5条 認定コミュニティは、規約、構成員その他規則で定める事項に変更があったときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(書類の提出)

第6条 認定コミュニティは、毎年度、次に掲げる書類を規則で定めるところにより市長に提出しなければならない。

(1) 前年度の活動報告書及び収支決算書

(2) 当該年度の活動計画書及び収支予算書

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(認定の取消し)

第7条 市長は、認定コミュニティが、次のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

(1) 第2条第2項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。

(2) 第3条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

(4) 認定コミュニティから認定の取消しの申請があったとき。

(地域コミュニティ審議会への諮問)

第8条 市長は、次に掲げる場合には、茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会（茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）に基づき設置された茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会をいう。）に諮問しなければならない。

(1) 認定の申請に対する処分をしようとする場合（茅ヶ崎市行政手続条例（平成9年茅ヶ崎市条例第2号）第6条の規定に基づき認定を拒否する場合を除く。）

(2) 前条の規定による認定の取消しをしようとする場合（認定コミュニティが同条第2号又は第4号のいずれかに該当するものである場合を除く。）

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例（平成27年茅ヶ崎市条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定申請)

第2条 条例第2条第1項の認定（以下「認定」という。）の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出してしなければならない。

- (1) 名称及び代表者の氏名
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 主として活動する区域

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 構成員の一覧を記載した書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(認定の基準)

第3条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定めるコミュニティは、次に掲げるものとする。

- (1) 地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ
- (2) 文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ
- (3) 児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ

2 条例第2条第2項第7号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 主たる事務所の所在地
- (2) 代表者に関する事項
- (3) 会議に関する事項

(認定の通知)

第4条 市長は、認定の申請があった場合において、認定をするときはその旨を、認定をしないときはその旨及びその理由を書面により通知するものとする。

(変更の届出)

第5条 条例第5条に規定する規則で定める事項は、役員（代表者を含む。）の氏名とする。

(書類の提出)

第6条 条例第6条の規定による書類の提出は、5月20日までにしなければならない。

(補則)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）に基づき設置された茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会（以下「審議会」という。）の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 認定コミュニティ（茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例（平成27年茅ヶ崎市条例第43号）第4条第1項に規定する認定コミュニティをいう。）による公益を増進するための活動及びこれに対する支援に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。
- (2) 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条第1項の認定及び同条例第7条の規定による認定の取消しにつき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
 - (2) 市民活動を行う団体の代表者
 - (3) 地域福祉の推進を図ることを目的とする団体の代表者
 - (4) 事業者の代表者
 - (5) 学識経験を有する者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 審議会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部市民自治推進課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1項の規定による審議会の委員の委嘱のために必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

I コミュニティの認定について

茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例においては、地域社会の健全な発展に寄与するため、地域において公益を増進するために活動するコミュニティであって、一定の基準に適合するものは、市長の認定を受けることができることとしています。

同条例においては、8つの基準を設定しており、地域において公益を増進するために活動するコミュニティが認定を申請する際には、基準の内容を適切に解釈して対応していただけるようにしていただく必要がありますので、条例におけるそれぞれの規定の解釈と、基準に適合するための具体的な要件を説明します。

1 認定について

(認定)

第2条 地域において公益を増進するために活動するコミュニティであって、次項各号に掲げる基準に適合するものは、市長の認定を受けることができる。

2 市長は、前項の認定（以下「認定」という。）を申請したコミュニティが次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該コミュニティについて認定をするものとする。

【条文の趣旨】

地域において公益を増進するために活動するコミュニティであって、一定の基準の全てに適合するコミュニティは、市長の認定を受けることができるとする規定です。

認定を受けようとするコミュニティは、市長への申請が必要となります。申請があった場合、市長は、当該コミュニティが地域において公益を増進するために活動するコミュニティであって、かつ一定の基準に適合するかを審査し、申請に対する処分を行います。なお、申請に対する処分を行う場合は、条例第8条に規定している地域コミュニティ審議会に諮問することとしています。

【解説】

* 「地域において公益を増進するために活動する」とは？

⇒ 各地域の住民や自治会等、地区社会福祉協議会、NPO、事業者などの市民が地域における様々な課題を解決する力である地域力を向上するためには、不特定かつ多数のものの利益である公益の増進に取り組む市民の活動が活発に行われることが重要であることから、こうした活動を促進し、市民主体のまちづくりを推進することです。

2 基準について

(1) 区域

(1) 市長が別に定める区域のうち、いずれかの区域（以下「認定区域」という。）において主として活動するものであって、公益を増進するために活動することを主たる目的とするものであること。

【条文の趣旨】

市長の認定を受けようとするコミュニティは、市長が別に定める区域のうち、いずれかの区域において主として活動するものであることが必要です。

【解 説】

* 「市長が別に定める区域」とは？

⇒ 茅ヶ崎市では、古くからかつての町・村域をベースとした地区自治会連合会の区域での活動が盛んに行われてきました。また、地区自治会連合会の区域を範囲として、地域課題の解決に向けた様々な取り組みがすでに行われています。

住民同士の連携や顔の見える関係づくり、共助の取り組みは、より住民に身近な地域で取り組まれる必要があります。一方で、顔の見える関係づくりや団体・住民同士の連携を図り、さらには地域の課題の発見や解決につなげる地域力の向上のための取り組みを行うためには、人材、拠点、財源など、様々な地域資源が必要となってきます。

こうしたことから、市長が別に定める区域とは、モデル事業においても取り組みが進められた地区自治会連合会の区域を予定しています。

なお、区域については、条例施行後に市長が告示します。

* 「主として活動するもの」とは？

⇒ 地域において公益を増進するために活動するコミュニティには、様々な分野で活動する団体が参画しています。そうした団体の活動区域は、必ずしも地区自治会連合会の区域と一致するとは限りませんが、地区自治会連合会の区域において主として活動するものとしています。

【基準に適合するための要件】

- ・コミュニティの規約に、主として活動する区域が規定されており、当該区域が市長が別に定める区域のうちいずれかの区域になっていること。
- ・申請書に、主として活動する区域が記載されており、当該区域が市長が別に定める区域のうちいずれかの区域となっていること。

(2) 構成（自治会）

(2) 認定区域における一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のうち、当該一定の区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、かつ、当該一定の区域に住所を有する全ての個人が構成員となることができるものの全てが、現に構成員となっているものであること。

【条文の趣旨】

市長の認定を受けようとするコミュニティは、認定区域で活動する全ての自治会が構成員になっていることが必要です。

【解 説】

* 「一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」とは？

⇒ 自治会等や地区社会福祉協議会といった地域住民で構成され、地域で活動する各種団体を指しています。なお、目的別に活動しているNPOであっても、その構成が地域住民を中心とした組織となっていれば「一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」として解釈できます。

* 「当該一定の区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし」とは？

⇒ ①住民相互の連絡、②環境の整備、③集会施設の維持管理については、住民の親睦を図り、住みよい生活環境を作り、住民が集う施設（自治会館等）の維持管理を指し、こうした良好な地域社会を維持したり形成したりするために、地域での共同活動を行うこととしている団体を指しており、こうした目的を持っている団体は、自治会となります。

* 「当該一定の区域に住所を有する全ての個人が構成員となることができるもの」とは？

⇒ 認定区域に住所を有する人の誰もが構成員となることができる団体であることを意味しています。

上記の3つの内容を言い換えると、認定区域の中の一定の区域で活動する団体のうち、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的としており、区域内の誰もが構成員となることができるものとなります。これらを満たした組織は、自治会であるため、「認定区域内で活動する自治会の全てが現に構成員になっていること」を意味しています。

【基準に適合するための要件】

- ・コミュニティの規約に、認定区域内で活動する自治会の全てが構成員となることが規定されていること。
- ・名簿等の構成員の一覧を記載した書類を有しており、当該名簿等により認定区域内で活動する自治会の全てが構成員になっていることが明確であること。

(3) 構成（団体）

(3) 認定区域、認定区域及びその周辺の区域又は認定区域の一部及びその周辺の区域において主として活動するコミュニティであって、規則で定めるものが、現に構成員となっているものであること。

【条文の趣旨】

市長の認定を受けようとするコミュニティは、認定区域等で活動するコミュニティのうち、規則で定めるものが構成員になっていることが必要です。

【解 説】

* 「認定区域、認定区域及びその周辺の区域又は認定区域の一部及びその周辺の区域」とは？

⇒ 地域で活動する各種団体は、それぞれが独自の活動範囲を有していることから、認定区域と活動範囲が完全に一致しない場合であっても、最も関わりの深い認定区域の活動に参加できるよう、「認定区域」又は「認定区域及びその周辺の区域」もしくは「認定区域の一部及びその周辺の区域」で主として活動するコミュニティとしています。

* 「規則で定めるもの」とは？

⇒ 「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則」第3条第1項に次のとおり、「認定の基準」が規定されています。

第3条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定めるコミュニティは、次に掲げるものとする。

- (1) 地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ
- (2) 文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ
- (3) 児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ

「(1) 地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ」は、地域福祉に取り組んでいる団体を指しており、地区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会等が該当します。

「(2) 文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ」は、文化、芸術、スポーツの分野で活動している団体を指しており、地区体育振興会等が代表的なものです。

「(3) 児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ」は、児童の健全育成や青少年の健全育成に取り組んでいる団体を指しており、地区青少年育成推進協議会、PTA、子ども会等が該当します。

【基準に適合するための要件】

・コミュニティの規約に、「認定区域」又は「認定区域及びその周辺の区域」もしくは「認定区域の一部及びその周辺の区域」内で活動する「地域福祉に取り組む団体（地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会等）」、「文化、芸術又はスポーツの振興に取り組む団体（地区体育振興会等）」、「児童の健全育成や青少年の健全育成に取り組む団体（地区青少年育成推進協議会、PTA

等)」のいずれもが構成員となることが規定されていること。

- ・名簿等の構成員の一覧を記載した書類を有しており、当該名簿により「認定区域」又は「認定区域及びその周辺の区域」もしくは「認定区域の一部及びその周辺の区域」内で活動する「地域福祉に取り組む団体（地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会等）」、「文化、芸術又はスポーツの振興に取り組む団体（地区体育振興会等）」、「児童の健全育成や青少年の健全育成に取り組む団体（地区青少年育成推進協議会、PTA等）」のいずれもが構成員となっていることが明確であること。

(4) 公募の委員の参加

(4) 重要事項の決定に関与する者の一部が公募により選出されるものであること。

【条文の趣旨】

市長の認定を受けようとするコミュニティは、地域住民に開かれた場である必要があることから、コミュニティの重要事項の決定に認定区域に住所を有する住民が公募によって関われることが必要です。

【解説】

* 「重要事項の決定」とは？

⇒ 市長が認定するコミュニティの組織や運営等についての方針を定めることです。

* 「関与する者」とは？

⇒ 市長が認定するコミュニティの組織や運営等についての方針を決定する場である運営委員会等といった組織に関わる人のことです。つまり、運営委員会等の構成員を指しています。

上記の2つの要件から、コミュニティの運営委員会等に公募の住民が関わっているものであることとなります。

公募の住民については、市長が認定するコミュニティの活動目的に賛同し、自らの意思でその活動に参加することとなります。そのため、公募の住民の参加については、住民個人の考えに委ねるところとなり、必ずしも市長が認定するコミュニティの全てにおいて公募の住民の参加があるとは限りません。

しかしながら、コミュニティの開放性や透明性を確保し、少数者の意見も傾聴するためには、重要事項の決定に公募の住民が関与できることが重要であることから、公募の住民が参加していること、公募の住民の参加を呼び掛けるための取り組みを現に行っていること、又は今後行う予定であることが必要となります。

【基準に適合するための要件】

- ・コミュニティの規約に、公募の住民が構成員となることが規定されていること。
- ・申請書に、公募の住民が参加していること、公募の住民の参加のために現に募集を行っていること、又は今後行う予定である取り組みが記載されていること。

(5) 個人の参加

(5) 活動の一環として行われる事業に認定区域に住所を有する全ての個人が参加できるものであること。

【条文の趣旨】

市長の認定を受けようとするコミュニティは、地域住民に開かれた場である必要があることから、コミュニティの活動に認定区域内に住所を有するすべての住民が参加できることが必要です。

【解 説】

* 「活動の一環として行われる事業」とは？

⇒ 新たな地域コミュニティの取り組みのモデル事業をとおして、コミュニティは協議の場として活動をしてきました。そのため、話し合いの場づくりや話し合いの結果行われる事業などを意味しています。

【基準に適合するための要件】

- ・コミュニティの規約に、認定区域内に住所を有する住民がコミュニティの活動又は事業に参加できることが規定されていること。具体的には、地域住民の誰もが参加できる話し合いの場である部会等を設置していることなどです。
- ・申請書に、認定区域に住所を有する全ての個人が参加できる活動又は事業が記載されていること。

(6) 民主的

(6) 民主的に運営されているものであること。

【条文の趣旨】

市長の認定を受けようとするコミュニティは、組織の運営や合意形成が民主的に行われることが必要です。

【解 説】

* 「民主的」とは？

⇒ コミュニティに関わりのある人たちの考えに基づいて物事が決められていくことを意味しています。つまり、全ての自治会、地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ、文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ、児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ、公募の住民等の平等が尊重された中で、コミュニティの組織運営や合意形成がなされることとなります。

【基準に適合するための要件】

- ・ コミュニティの規約に、コミュニティに関わりのあるものが平等に扱われ、自由な意見交換により組織が運営され、方針等の合意が図られることが規定されていること。
- ・ 申請書に、組織運営及び合意形成が民主的に行われる仕組みが記載されていること。
- ・ 合意形成にあたっては、多数決等客観的に民主的と判断できる手法により行われることが明確であること。

(7) 規約

(7) 目的、名称、主として活動する区域その他規則で定める事項を規約で定めているものであること。

【条文の趣旨】

市長の認定を受けようとするコミュニティは、目的、名称、主として活動する区域等の地域において公益を増進するために活動するコミュニティとして基本的に定めるべき事項を規約で定めていることが必要です。

【解説】

* 「目的」とは？

⇒ 地域において公益を増進するための活動を行っていることが判断できるものを意味しています。

* 「その他規則で定める事項」とは？

⇒ 「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則」第3条第2項に次のとおり、「認定の基準」が規定されています。

2 条例第2条第2項第7号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 主たる事務所の所在地
- (2) 代表者に関する事項
- (3) 会議に関する事項

「(1) 主たる事務所」は、コミュニティとして一つに限って設けられたものを言い、この所在地が、当該コミュニティの住所となります。

「(2) 代表者に関する事項」は、コミュニティとしての活動を行う上では、一人の代表者を置くことが必要であることから、コミュニティに代表者が置かれていること、代表者の選任方法及び職務等が規定されていることを指しています。

「(3) 会議に関する事項」は、総会や役員会等、コミュニティで行われる会議に関することが規定されていることを指しています。

【基準に適合するための要件】

- ・コミュニティの規約に、「目的」「名称」「主として活動する区域」「主たる事務所の所在地」「代表者に関する事項」「会議に関する事項」が規定されていること。
- ・申請書に、「名称」「主たる事務所の所在地」等が規約と同様の内容で記載されていること。

(8) 活動内容

(8) 次のいずれかに該当する事業を行わないものであること。

ア 営利を目的とする事業

イ 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

【条文の趣旨】

市長の認定を受けようとするコミュニティは、営利を目的とする事業、宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業、政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業、特定の公職の候補者にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業を行わないことが必要です。

【解 説】

* 「営利を目的とする事業」とは？

⇒ 専ら営利を目的とするもので、物品等の販売や賃貸を行い、その利益を構成員等が分配するものを指します。そのため、コミュニティが、自らの運営や事業を実施するために必要となる経費を得るために、当該コミュニティが主として活動する区域の地域資源を生かし、創意工夫により活動するものについては、専ら営利を目的とするものとは考えられません。コミュニティが持続可能な組織として活動するためには、自主財源の確保が重要なことから、コミュニティビジネスやソーシャルビジネスのような形で事業を展開することは推進されるべきと考えられます。また、運営や事業実施にあたり、労働の対価として得られる報酬、謝礼、賃金等についても営利には該当しません。

* 「宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業」とは？

⇒ 「宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること」を主たる目的とするものでなければ行うことも可能です。

* 「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業」とは？

⇒ 「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること」を主たる目的とするものでなければ行うことも可能です。

* 「特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業」とは？

⇒ 「特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の

候補者にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること」が主たる目的でなくとも行うことができません。

【基準に適合するための要件】

- ・コミュニティの規約から、営利を目的とする事業等を行わないものであることが読み取れること。
- ・申請書とともに必要に応じて提出される事業計画書及び収支予算書から、上記の項目に合致しないことが読み取れること。

3 認定の手続きについて

(1) 協議会での準備 ～ 市への申請

市長の認定を受けようとするコミュニティは、次の流れに沿って申請に向けた準備を行う必要があります。

- ① 協議会で市長の認定を受けるための申請をすることの合意形成をする。
※各協議会の規約の定めるところにより、運営委員会や役員会等での意思決定が必要です。
↓
- ② 現行の協議会の規約等が、本資料に記載の「基準に適合するための要件」に合致しているかを検証する。
↓
- ③ ②の検証の結果、協議会で規約の見直しや各種取り組み等を行う場合には、その内容について協議会での合意形成を行う。
↓
- ④ 市長の認定を受けるための申請に必要な申請書等の内容について、協議会での合意形成を行う。
↓
- ⑤ 市へ申請を行う。

(2) 市での審査 ～ 協議会への通知

市が協議会からの申請を受理した場合には、次の流れに沿って審査を行い、その結果を申請団体に通知します。なお、申請に対する処分を行うに当たっては、2(1)～(8)の基準の確認が必要となります。確認については、提出書類に基づき、審査基準を設けて市として判断ができますが、基準を中立的な立場で総合的に判断したうえで認定をすることが、協議会の正当性・公正性をより担保するため、茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会に諮問し、答申を受けた上で市長が判断することとしています。

- ① 協議会から申請のあった申請書等の内容について、記載漏れがないか、記載内容に不備な点がないか等の書類審査を行い、問題がなければ当該申請を受理する。
※記載漏れ等があった場合には、申請団体に修正等をしていただいた上で、再度申請をしていただく。
↓
- ② 茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会を開催し、当該申請に対する処分についての諮問を行う。
↓
- ③ 茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会からの答申を受ける。
↓
- ④ 当該申請に対する処分（認定の可否）について、市長が決定を行う。
↓
- ⑤ 申請に対する処分の内容について、申請団体に対し通知をする。

4 認定コミュニティとしての必要な手続き等について

認定コミュニティが条例で定める基準を満たしているかを常に確認し、協議会の運営が適切かつ公平に行われているかを確認するためには、変更が生じた場合の変更の手続きと、毎年度の必要書類の提出の手続きが必要となります。

(変更の届出)

第5条 認定コミュニティは、規約、構成員その他規則で定める事項に変更があったときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(書類の提出)

第6条 認定コミュニティは、毎年度、次に掲げる書類を規則で定めるところにより市長に提出しなければならない。

- (1) 前年度の活動報告書及び収支決算書
- (2) 当該年度の活動計画書及び収支予算書
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

また、「前年度の活動報告書及び収支決算書」「当該年度の活動計画書及び収支予算書」には、後述する「3 事業提案及び実施に対する補助」により実施された事業や実施する予定の事業の内容についても具体的な記載が求められることから、これら資料を茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会において調査審議し、新たな地域コミュニティの取り組みをより有益かつ有効な取り組みとするための検証を行います。

Ⅱ 認定コミュニティへの支援について

茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例においては、認定コミュニティが公益を増進するために活動する上で必要となる支援として、財政的支援と地域担当職員等を介して行う助言や情報提供等の支援を定めています。

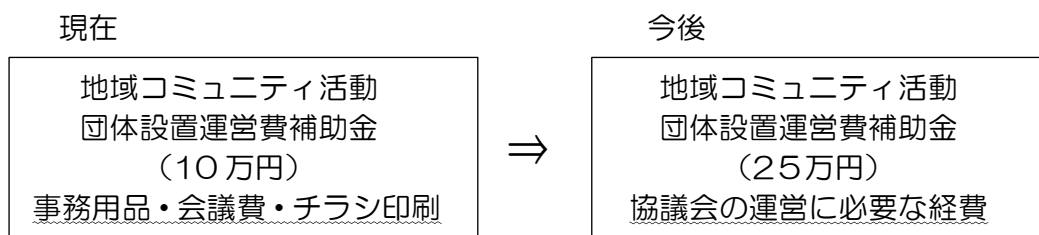
ここでは、認定コミュニティが組織を運営し、協議の場を設けることに対する支援（運営費の補助）と、地域課題を解決するための事業を展開するために必要となる支援（事業提案及び実施に対する補助）の内容や、将来的に導入する予定である事業費の補助（メニュー化補助）の考え方について説明します。

1 運営費の補助

(1) 概要

平成27年度まで新たな地域コミュニティの取り組みのモデル事業に取り組んでいる地区に対しては、地域コミュニティ活動団体設置運営費補助金として、10万円を上限に支出をしており、事務用品の購入やチラシ等の印刷代、会議費等に充てられてきました。

モデル事業の検証結果を踏まえ、補助額の上限額を見直すとともに、協議会の運営経費であれば用途を限定することなく支出することが出来る補助金としてリニューアルし、協議会が行う地域の特色を生かしたより良いまちづくりを効果的に支援します。



(2) 補助額の考え方

[表 運営費補助額の内訳]

目的	内容	金額
地域コミュニティの設置・運営費用	事務用品・会議費・印刷製本費等	100,000円
認定コミュニティの活動の推進を図る費用	各種連絡調整費用・役員手当（実費弁償）等	150,000円
	合計	250,000円

(3) 地区自治会連合会等補助金との関係性

平成27年度まで、地域間での連絡協調及び地区内の地域活動の活性化を目的とした「地区自治会連合会等補助金」を下表のとおり交付しています。

本補助金の対象者は、25年度までは「地区自治会連合会並びに地域づくり運営委員会等のコミュニティ団体及び地区自治会連合会の指定する団体」としていました。しかしながら、地区自治会連合会に代わりまちぢから協議会が、地域間での連絡協調及び地区内の地域活動の活性化を進めている地区があることから、26年度からは対象を「地区自治会連合会並びに地域コミュニティ活動団体及び地域づくり運営委員会」とし、まちぢから協議会についても本補助を受けられるよう進めてきました。

地区自治会連合会等補助金（従来）

補助対象事業	事業例	金額
地区自治会連合会又は <u>地域コミュニティ活動団体間の親睦と連絡協調に関する事業</u>	自治会長視察 親睦・交流事業	40,000円
地区住民の親睦及び <u>地域の活性化を図る事業</u>	レクリエーション イベント	40,000円
行政との連絡協調に関する事業	市民集会	20,000円



地区自治会連合会等補助金（平成28年度から）補助対象事業の考え方

補助対象事業	事業例	金額
地区自治会連合会間の親睦と連絡協調に関する事業	自治会長視察研修 親睦・交流事業	40,000円
地区住民（自治会員）の親睦を図る事業	レクリエーション イベント	40,000円
行政との連絡協調に関する事業	市民集会	20,000円

→ ※地区自治会連合会に限って対象とした補助

→ ※まちぢから協議会又は地区自治会連合会を対象とした補助

(4) 財源及び支出に係る根拠

総務部市民自治推進課の所管の補助金に係る要綱

地域コミュニティ活動団体設置運営費補助金を改正

補助金交付の目的	地域コミュニティ活動団体の設置及び運営に必要な経費を補助することにより地域における様々な課題を解決する力の向上を図る。	
補助対象者	地域コミュニティ活動団体	
補助対象事業	地域コミュニティ活動団体の設置及び運営に係る事業	
補助金額	付表のとおり	
交付申請書	様式	第〇号様式
	提出期限	3月15日
	添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他市長が必要と認める書類
補助金等交付決定 通知書様式	第〇号様式	
交付の時期	補助金交付決定通知後1月以内	
実績報告書	様式	第〇号様式
	添付書類	1 事業実施報告書 2 収支決算書 3 その他市長が必要と認める書類
	提出期限	5月20日

付表

補助の種類	補助対象事業の内訳	補助金額
設置運営事業費	地域コミュニティ活動団体の設置 もしくは運営に必要な経費	100,000円
地域活動費	地域コミュニティ活動団体の事業 運営に必要な経費	150,000円

【説明】

補助対象者である地域コミュニティ活動団体とは、「認定コミュニティ」及び「認定コミュニティの設立に向けた準備会」を指していますが、地域活動費の150,000円については、地域住民の声を反映する組織として継続的に活動するための支援であることから、認定コミュニティのみを補助対象とします。

2 事業提案及び実施に対する補助

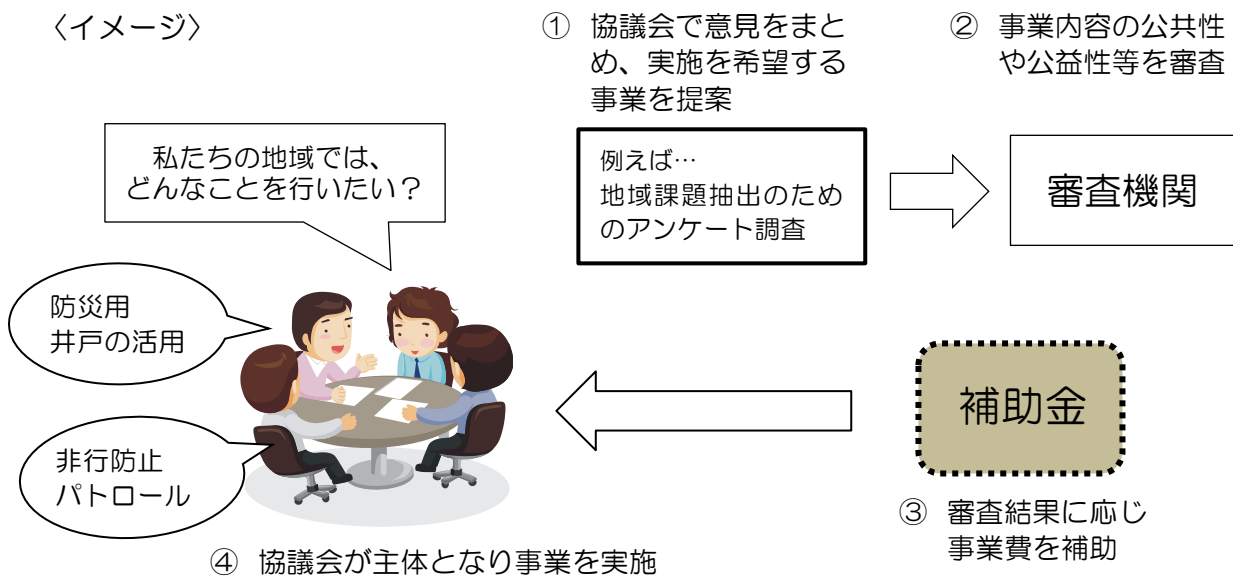
(1) 基本的な考え方

今まで市が対応しきれなかった課題や、地域が限定されていて市が対応することが困難だった課題を、地域のアイデアや手法により解消することを促進するための補助制度。

【協議会から提案される事業のイメージ】

- ①防災用井戸の活用・維持管理のための事業
- ②空き店舗を活用したコミュニティカフェ運営事業
- ③夏休み非行防止パトロールの実施事業 など

〈イメージ〉



(2) 対象となる事業の要件

- ア 市から他の補助金等の交付を受けていない事業であること。
- イ 専ら特定の企業及び個人の利益を追求していないこと。
- ウ 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としていないこと。
- エ 地域住民の意見が反映されているものであること。

(3) 対象となる主な事業

- ・地域の課題解決を図るもの（防災、福祉、環境、教育に関する事業など）
- ・地域の連携強化を図るもの（住民交流イベントなど）
- ・地域住民の意見・ニーズを把握するもの（地域計画の作成など）
- ・地域情報を発信し、共有を図るもの（広報紙・ホームページの作成など）

(4) 補助対象経費

市民活動げんき基金助成事業と同様の内容※とする。

※賃金、謝金、旅費、物品費、印刷製本費、食糧費、通信運搬費、保険料、使用料・賃借料
[交付の対象外とする経費]

- ・部会員、地域住民の労務に対する謝礼
- ・懇親会及び視察における飲食費
- ・謝礼金と重複する土産代

(5) 既存事業との関連性の整理

ア 新規事業を対象とし、地域の各種団体がこれまで担ってきた事業をそのままの形で提案することはできないものとする。

イ ただし、担い手不足等の理由から、従来から手法を変えて、地域の団体がより連携した形で、対象をより多くの地域住民に拡大し実施する場合には提案することが出来る。

(6) 財源

1 地区あたり200万円を上限に交付。

※財源については、認定コミュニティの成熟度や認定コミュニティからの事業提案の状況等を十分に検証しながら、地域に必要な額を設定していきます。

※将来的には柔軟に予算を活用するための仕組みとして基金の導入を検討していきます。

(7) 提案するための申請書類

事業提案書 事業計画書 収支予算書

地域の意見が反映できるような取り組みをしていると認められる書類（アンケート・意見聴取結果、説明会議事録など）

(8) 提案に係る必要事項

提案及び実施する事業は、地域住民の意見が反映できるような取り組みをしていると認められる場合にのみ、提案することが出来る。

※例として、次の手続きのいずれかを踏まえていることが必要と考えられます。

- 住民対象アンケートの結果、事業の実施が必要と認められる場合
- 住民の意見をふまえて提案している場合
- 住民対象説明会により住民間における理解が得られている場合
- 認定コミュニティの構成団体の会員間において理解が得られている場合
- 掲示物及び回覧物等で周知・広報活動を十分に行い、住民の意見を広く聴取したと認められる場合

(9) 事業の妥当性

- ・地域合意（住民ニーズが的確に捉えられているか）
- ・公益性（当該地区の全住民の利益となるか、またはつながるか）
- ・公平性（対象となり得る全ての住民が事業に参加出来るものか）
（対象となり得る全ての住民を事業の対象とするものか）
- ・発展性（事業効果の継続性および地域力の向上がどの程度期待できるか）
- ・収支予算（適正な予算配分となっているか）
（事業の内容や効果が、事業費と見合うものであるか）
- ・事業実現性（実施方法やスケジュール等に無理はないか）





(10) 事業の採否の判断について

事業の妥当性の判断については第三者の視点が必要となる一方で、既存事業との関連性について市の関係部署や企画・財政部署で判断する必要があります。

また、協議会からの提案については地域がより動きやすいようにスピード感を持って支援する必要があることから、事業の提案から実施にいたるまでのプロセスが短い期間の中で適切に行われる必要があります。

これらのことから、副市長、関係部長等を中心とした構成に学識経験者等をアドバイザーとして加え、市の内部機関として採否の審議を行うこととします。

(11) 申請を受けた後の庁内の流れ

- ① 市民自治推進課で書類に不備がないかを確認する。

- ② 審査機関の委員に審査に係る書類を送付する。（事前に確認してもらう）

- ③ 市で提案内容と既存事業との関連性について精査する。

- ④ 審査機関で提案内容の審査をする。
（地域担当職員が出席し内容の説明や質疑応答）

- ⑤ 審査機関での判断を受け、市長決裁を経て、正式決定する。

(12) 支出に係る根拠

総務部市民自治推進課所管の補助金に係る要綱

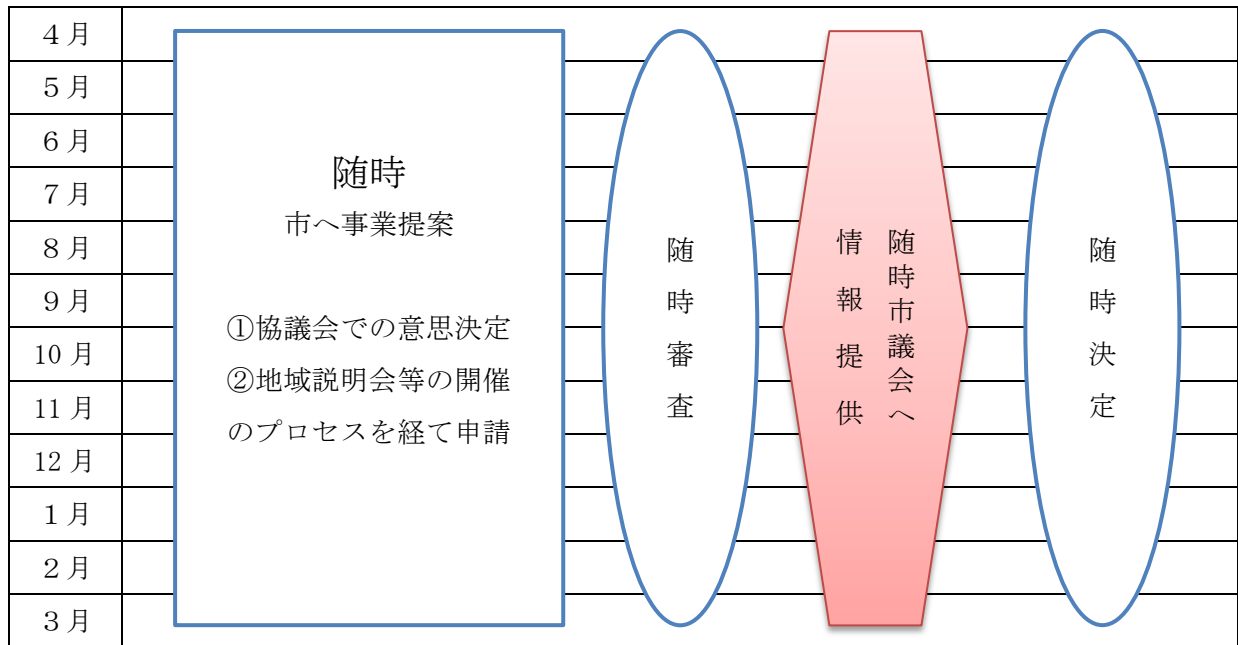
新設【〇〇〇〇補助金】

補助金交付の目的	地域における公益の増進に取り組むコミュニティであって、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例（平成27年茅ヶ崎市条例第号）第2条の認定を受けたコミュニティ（以下、「認定コミュニティ」という。）による、地域における公益を増進するための活動の促進を図り、もって地域社会の健全な発展に寄与する。	
補助対象者	認定コミュニティ	
補助対象事業	付表のとおり	
補助金額	付表のとおり	
交付申請書	様式	第〇号様式
	提出期限	〇月〇日
	添付書類	1 事業計画書 2 事業費の内訳が分かるもの 3 その他市長が必要と認める書類
補助金等交付決定 通知書様式	第〇号様式	
交付の時期	補助金交付決定通知後〇月以内	
実績報告書	様式	第〇号様式
	添付書類	1 事業実施報告書 2 事業の決算書 3 その他市長が必要と認める書類
	提出期限	5月20日

付表

補助の種類	補助対象事業の内訳	補助金額
事業提案及び実施に対する補助	地域における公益を増進するための活動で、審査機関の審査を経て決定されたもの	1地区あたり2,000,000円を限度とする。

(13) 補助金交付スケジュール



【説明】

当初予算の範囲内においては、地域の実情や地域住民のニーズに応じた取り組みを支援するため、申請時期を問わず随時申請出来ることとします。ただし、当初予算額を越える事業提案がなされた場合は、補正予算の可決をもって事業の申請ができることとなります。

なお、申請に基づく補助については、審査機関の審査を要することとなりますが、審査機関についても申請に応じて随時開催することとします。

3 事業費の補助（メニュー化事業）

メニュー化事業は、市が実施している既存事業や市の計画に位置付けのある事業のうち、地域の特性に合わせて地域に実施していただいた方がより良い成果が得られるであろう事業を市が示し、その中から必要とする事業の実施に係る補助の仕組みです。

また、地区自治会連合会やまちぢから協議会で行われていて、すでに事業手法が確立されている事業をメニューとして示し、事業に着手しやすい環境づくりを進めるものです。

例を挙げると、地区防災訓練については、地区自治会連合会が中心となって実施してきましたが、仮に地震が発生した場合に警戒すべきことは、火災であったり、津波であったり、土砂崩れであったりと、地区によって異なります。こうした地域の違いに応じた形で訓練を実施することで、より地域の課題に対応し、より地域住民のニーズにあった事業展開が可能になるものと考えます。他にも、地域の公園の美化活動なども例として挙げられ、これらのメニュー化についても、地域の意見を聞きながら数年ごとに見直しを行うことで充実化が図られるものと考えます。

現段階においては、コミュニティの活動内容が地域における地域課題についての話し合いや、地域課題を解決するための事業の検討をしている状況にあり、市が実施している既存事業や市の計画に位置付けのある事業等を選択して、その対応に取り組むことは難しいものと考えます。

しかしながら、現在の各コミュニティの取り組みは、既存の市の支援はそのままの形で受けつつも、地域力の向上を図る上で重要であることから、今後も継続をしていただくことで、地域の成熟度が増してくるものと考えます。

このようなことから、メニュー化事業については、地域の成熟度が増した段階において導入をすることで、従来市が行ってきたサービスの質を落とすことなく、地域が主体的に同様のサービスを展開することができることとなるため、今後本取り組みがさらに成熟した段階で導入することとします。

なお、モデル事業において各地区まちぢから協議会で行われてきた事業については、すでに事業手法が確立されていることから、これらの事業を各地区まちぢから協議会が「事業提案及び実施に対する補助」を活用するにあたっての参考となるよう次に示します。

【モデル事業で行われた事業】

- 多世代交流サロン事業
- 意見箱の設置
- まち歩き事業
- 地域マップづくり事業
- コミュニティカフェの設置
- アンケート調査の実施
- ホームページの作成
- 広報紙の発行

4 協議会の取り組みと市の支援内容について

新たな地域コミュニティの取り組みについては、「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例」を施行する平成28年4月より地域における課題解決のための事業の実施も想定したステップ2の段階へ移行するものと考えます。地域での活動が発展することに伴い、市の支援内容や役割も変化し、より地域の自主的活動が推進され、地域力の向上につながるよう努めてまいります。

また、ステップ2での取り組み状況を検証し、次なる段階に発展するなど、取り組み全体の不断の見直しを行います。

